

埼玉県建設工事における技術者専任に係る取扱い要領 (請負代金額 **3,500万円**以上 建築一式工事 **7,000万円**以上)

平成25年3月1日から適用 (平成25年2月20日付け建管第985号による通知)

主任技術者として
2つの工事を兼務

【埼玉県が発注した2つの工事の場合】

工事現場の相互の間隔が5.0km以内

【県発注工事 + 他機関発注工事の場合】

工事現場の相互の間隔が5.0km以内

『かつ』

一体性 (同一敷地内など)、連続性 (同一路線、同一河川など)
相互に調整を要する工事 (発生土の流用、工事用道路の共有など)

現場代理人 (兼) 主任技術者として
2つの工事を兼務

工事現場の相互の間隔が5.0km以内
『かつ』 埼玉県が発注した2つの工事

【2つの県発注工事の場合】

既存の工事現場から
半径5.0kmの範囲内
にある埼玉県発注の
2つの工事は
兼務可能

5.0km

同一の
県土整備
事務所管内
隣接する市町村
に限定されない

A県土整備事務所

B県土整備事務所

【要件緩和】 ※赤字：改正箇所

平成26年2月20日から適用 (平成26年2月12日付け建管第1000号による通知)

主任技術者として
2つの工事を兼務

【埼玉県が発注した2つの工事の場合】

工事現場の相互の間隔が10.0km以内

【県発注工事 + 他機関発注工事の場合】

工事現場の相互の間隔が10.0km以内

『かつ』

一体性 (同一敷地内など)、連続性 (同一路線、同一河川など)
相互に調整を要する工事 (発生土の流用、工事用道路の共有など)
例1) 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に調整を要するもの
例2) 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に調整を要するもの
⇒2つの具体的な例示が追加

現場代理人 (兼) 主任技術者として
2つの工事を兼務

工事現場の相互の間隔が10.0km以内
『かつ』 埼玉県が発注した2つの工事

【2つの県発注工事の場合】

既存の工事現場から
半径10.0kmの範囲内
にある埼玉県発注の
2つの工事は
兼務可能

10.0km

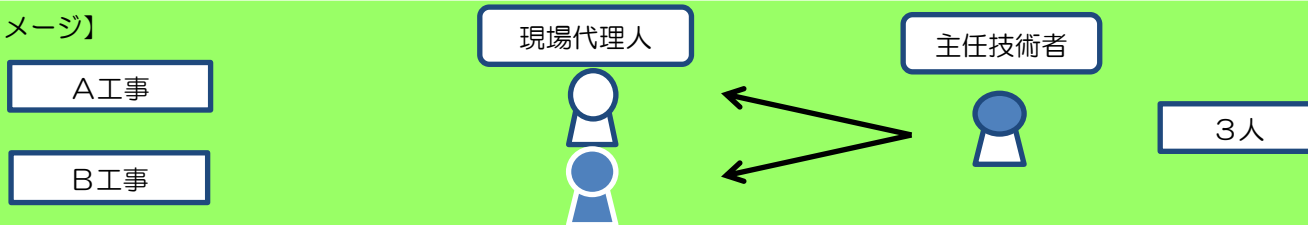
同一の
県土整備
事務所管内
隣接する市町村
に限定されない

A県土整備事務所

B県土整備事務所

① 主任技術者として2つの工事を兼務

【配置イメージ】



◆【埼玉県が発注した2つの工事の場合】



工事現場が10km以内にある2つの県発注工事は、同一の専任の主任技術者が兼務できる



◆【県発注工事 + 他機関発注工事の場合】

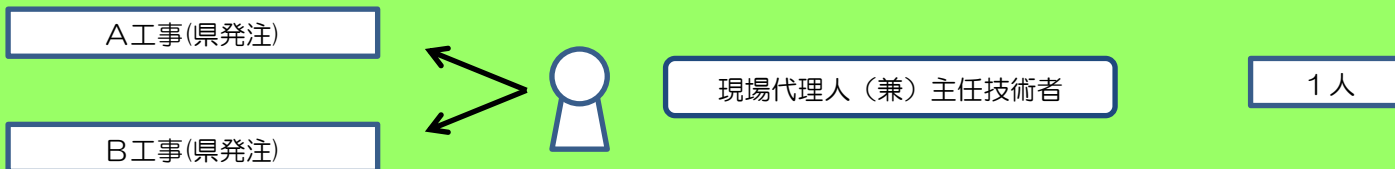


工事現場が10km以内『かつ』一体性若しくは連続性または相互に調整を要する工事の場合、同一の専任の主任技術者が兼務できる



② 現場代理人（兼）主任技術者として2つの工事を兼務

【配置イメージ】



工事現場が10km以内にある2つの県発注工事は現場代理人（兼）主任技術者として兼務できる



県発注工事と「他発注機関の工事」の組合せは、現場代理人（兼）主任技術者として兼務できない



※他機関の発注工事との兼務はできない。